

大治町いじめ防止基本方針を見直しました

大治町教育委員会では、平成29年3月に制定した「大治町いじめ防止基本方針」を新たに見直しました。国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に照らし合わせて、大治町の小中学校の実態にあったものに改訂しました。主に以下のような点が変わりました。

【いじめの定義を誰もがわかるようにしました】

執拗ないやがらせや暴力だけが「いじめ」ではありません。本人が「いじめ」と考えていない行為であっても、それを受けた子どもが苦痛を感じている場合は「いじめ」と判断します。

冷やかしの、からかい、仲間はずれ、軽くぶつかられるなども、「いじめ」の疑いがあると考え、早期に対応していきます。



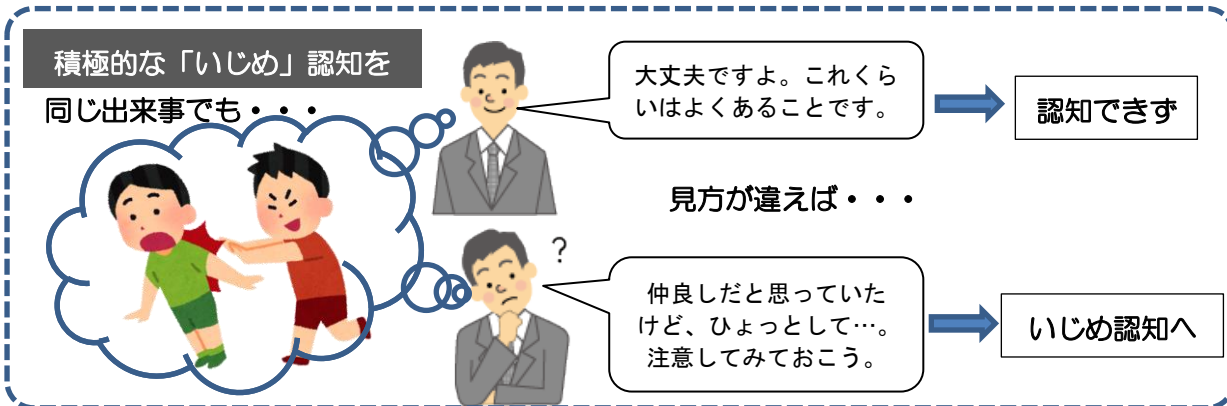
【いじめであるかどうかを組織で判断するようにしました】

教師が「いじめ」の疑いがある事象に気付いたときは、学年会や生徒指導部会などで報告し、校内いじめ対策委員会で「いじめ」であるかどうかの判断をします。組織で情報を共有し、早期対応につなげることで、教師が個人で抱え込まないようにします。



【いじめを発見し、認知する方法を明確にしました】

学校では、教育相談体制を整え、アンケートなどを積極的に活用して、可能な限り早い段階でいじめを発見・認知していくように努めます。「いじめ」は、休み時間やインターネット内など、親や教師から見えないところで行われていることが多いものです。当事者であっても「いじめではない」などと言うことがあります。周りの大人は日頃から子どもたちの表情や変化を観察し、常に相談しやすい存在であることが大切です。



「いじめ」の発見や対応には、学校、家庭、地域の協力体制が欠かせません。
大治町の子どもたちの健やかな成長のために、力を合わせて見守っていきましょう。